

東京都北区長 殿

土地所有者

住所

氏名

実印

実務取扱者

住所

登録番号(土地家屋調査士等)

氏名

職印等

連絡先

担当者

道路区域標示及び証明申請書

下記の土地と接する北区の管理する道路・管理通路の区域について、
標示及び証明願います。

記

1. 土地所在・地番

北区

丁目

番

2. 区域標示及び証明を必要とする路線名

3. 添付書類

- (1) 印鑑証明書(発行後3箇月以内)
- (2) 資格証明書(法人の場合、発行後3箇月以内)
- (3) 相続を証する書面(相続の場合)
- (4) 登記事項証明書(土地)(発行後3箇月以内)
- (5) 土地所有者調書
- (6) 地図(公図)写
- (7) 現況実測平面図
- (8) 現地案内図

4. 申請理由(該当するものにチェックを入れて下さい)

売買 分合筆 建築 相続 財産保全 その他()

課長	係長	担当者	受付

○申請書の提出先及び問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 第1庁舎3階

北区土木部土木管理課台帳係

電話: 03(3908)9230 ダイヤルイン

FAX: 03(3908)6703

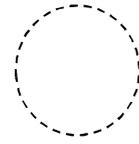
E-mail: md-daichou@kitacity.jp

契印
の
り
し
ろ
契印
契印
申請書の裏面にのりづけしてください。
契印
契印

土地所有者
住所氏名
(電話)

-

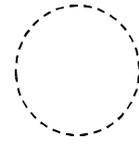
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

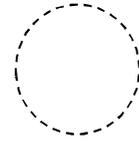
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

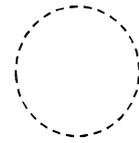
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

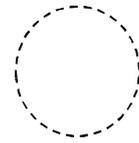
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

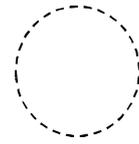
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

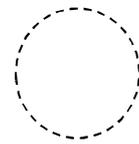
-



土地所有者
住所氏名
(電話)

-

-



被 相 続 人

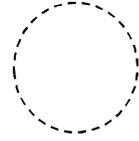
契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



の

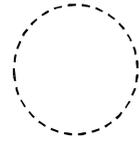
契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



り

し

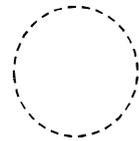
契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



ろ

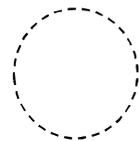
契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



申請書の裏面にのりづけしてください。

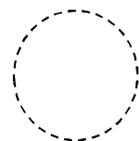
契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



契印

相 続 人

土 地 所 有 者
住 所 名
氏
(電 話)

—

—



申請書の記入要領

○申請書の記入事項及び提出書類は、以下の事項に注意して作成して下さい。

1. 申請することができる土地

区が管理する道路又は管理通路に接する土地
(道路区域と所有権界が一致する箇所は原則申請できません)

2. 申請することができる者

(1) 道路区域標示を申請する者(以下、申請者という)は、区が管理する道路・通路に接する土地所有者等とします。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める者を申請者とします。

- ① 土地所有者が法人の場合：代表者。ただし、法人が解散又は破産等をしているときは、清算人又は管財人等とし、官公署及び特殊法人については、法律、定款、寄付行為に定める者としてします。
- ② 信託財産の場合：委託者及び受託者の両者。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容に従います。
- ③ 共有地の場合：共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者としてします。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき、又は管理組合の総会において代表者を決定した場合その総会の議事録の写しが添付されているときは、代表者が申請をすることができます。
- ④ 土地所有者が死亡している場合：法定相続人全員。ただし、分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等により土地の権利者を確認できるときは、当該土地の権利者としてします。
- ⑤ 土地所有者が宗教法人で申請地が「境内地」若しくは「墓地」である場合又は登記事項証明書等上の地目が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合：宗教法人法第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者としてします。ただし、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者としてします。

(2) 代理人

申請者から委任を受けた者が、申請者に代わって申請から合意までの手続きを行う場合は、委任する事項を明記した委任状及び代理人の印鑑証明書を添付して下さい。(委任状に代理人の使用印が明示されている場合は不要)

3. 提出書類 ※ 印鑑証明書以外は原本還付が可能です

(1) 印鑑証明書：発行後3箇月以内

(2) 資格証明書(法人の場合)：発行後3箇月以内

(3) 相続を証する書面(相続の場合)：相続関係説明図(作成年月日記入、作成者の記名・押印)及び被相続人から始まる戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書等(相続関係が確認できるもの)。ただし、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等がある場合はその権利関係を証する書面のみで構いません。

(4) 登記事項証明書（土地）：発行後3箇月以内。印鑑証明書の住所と異なるときは、**公的証明書**（住民票、戸籍の附票等）で住所移転の経緯が判明できる資料を添付してください。インターネットで取得したものは照会番号が記載された所定の有効期間内のもののみ有効です。

(5) 土地所有者調書：申請地、申請地の両隣、道路区域内の土地について記入

(6) 地図（公図）写：法務局の内容証明付きの地図（公図）に、**隣接土地所有者**（向こう三軒両隣の範囲）、**縮尺、方位、法務局名、複写年月日**を正確に記入してください。また、申請地は**赤色**で近隣に参考となる土地境界図・道路区域図がある場合は、その箇所を**青色**で表示し、原図番号を記入して下さい。

注1) コピー又はインターネット取得の場合は、**調査者の記名・押印**が必要です。

注2) 字界、丁目界等により切図になっている公図は、接合（合成）せずに対照できるように少し離して見やすくしてください。また、申請地と接する区有地との位置関係が複雑な公図の場合は、これとは別に接合した合成図も作成してください。

(7) 現況実測平面図：現地の地形及び形状を明確に把握できるように**道路、水路等の構造物、境界標識**（近接の確認済みも含む。）、**建物、垣根等、現況幅員、実測年月日、作成者の記名・押印、資格登録番号、方位、土地の地番**を明記し、縮尺250分の1で作成してください。区備え付けの道路台帳平面図を利用して作成（地番、方位及び実測幅員を記入すること）したもので代用しても構いません。

(8) 現地案内図：申請地までの道順及び主な目標を記入

(9) その他参考資料：必要に応じて地積測量図、旧公図写し、土地台帳写しを添付してください。また、下記の場合はここに示す資料を添付してください。

- ・信託財産の場合：信託原簿
- ・土地所有者が未成年の場合：親権を証する書面
- ・成年後見人等を必要とする場合：法定代理人であることを証する書面
- ・土地所有者が被保佐人又は被補助人である場合：保佐人又は補助人の同意書
- ・登記事項証明書（土地）に差押又は裁判所競売開始決定の記載がある場合：債権者又は申立人の同意書等
- ・本要領1-(1)-⑤の場合：宗教法人法第12条に基づくそれぞれの宗教法人の規則で定める手続きの完了を確認できる書類。規則に別段の定めが無いときは、区域確認、立会及び合意に関する責任役員の議決による議決書
- ・土地所有者の権利関係が複雑な場合：申請権者としての当事者能力を有することを確認できる書面（破産管財人証明書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等）

○ 申請書受理後は、速やかに担当職員と打ち合わせを進めて下さい。次の事項に該当する場合は、協議が成立しなかったものとして、申請書はお返しします。

- ① 申請後3箇月を経過しても、区の責に帰さない理由で現地立会・確認を行うことができない場合
- ② 立会完了後2箇月以内に道路区域図の提出がない場合
- ③ 申請受理後、当事者適格を欠くことが判明した場合

○ 区域の立会・確認が終了した場合、道路区域図作成例に基づき道路区域図を作成し、道路区域図1部、複写図（区域証明交付に必要な部数、A4サイズに折り込み）、区域点（P点）全点の写真を区に提出してください。貸し出した資料がある場合は、返却してください。

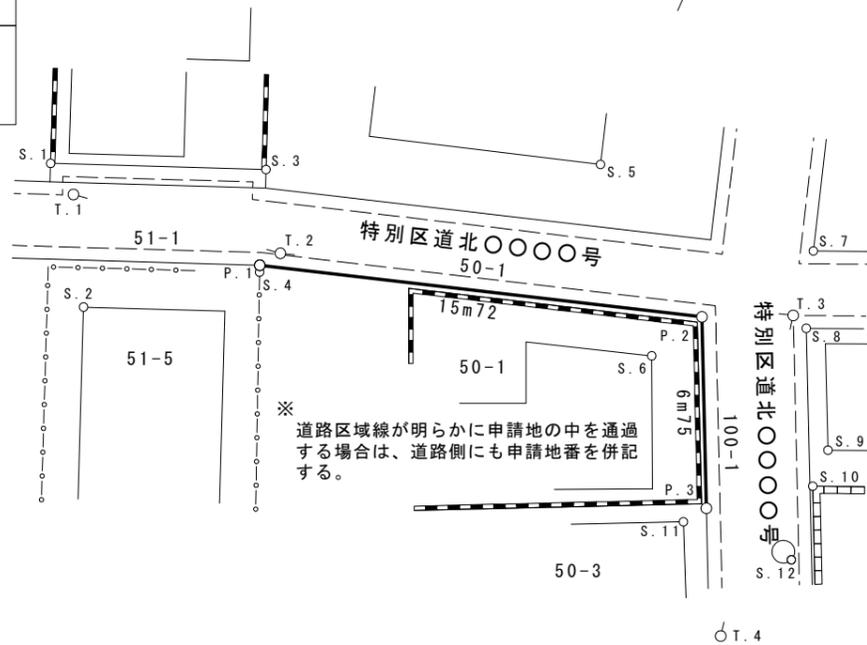
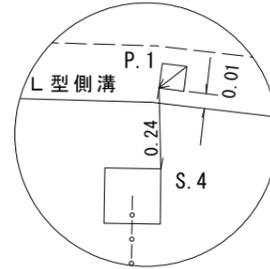
※破線の外側には何も記載しないでください

立会場所・土地の地番	土地所有者 住所・氏名・印	立会年月日	確認年月日
北区北一丁目50番1	(申請者) (官公庁・法人等はゴム印等による記入可) 実印	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目50番3	(隣接土地所有者) (同上) 認印でも可(インク浸透印不可)	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目51番5	北区北〇丁目〇〇番〇〇 王子 一郎 印	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目51番5	被相続人 赤羽 二郎 相続人 北区北〇丁目〇〇番〇〇 赤羽 三郎 印	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目51番1	北区北〇丁目〇〇番〇〇 滝野川 花子 確認書により確認	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目51番1	北区北〇丁目〇〇番〇〇 中里 四郎 代理人 北区北〇丁目〇〇番〇〇 田端 五郎 印	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
北区北一丁目100番1	北区北〇丁目〇〇番〇〇 株式会社 〇〇不動産 代表取締役 十条 六郎	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	平成 一 年 一 月 一 日
北区北一丁目100番1	北区北〇丁目〇〇番〇〇 神谷 七郎 印	平成 一 年 一 月 一 日 <small>前所有者の立会を継承</small>	平成〇〇年 〇〇月〇〇日

道路区域図		縮尺
土地所在 地番	東京都北区北一丁目50番1 ほか	$\frac{1}{250}$

※土地所在・地番は東京都から記載する。

P.1、S.4 詳細図



※道路区域線が明らかに申請地の中を通過する場合は、道路側にも申請地番を併記する。

測点	X座標	Y座標	備考
P.1	98.280	105.765	区金属標
P.2	96.460	121.384	区金属標
P.3	89.710	121.541	区金属標
(空行を1行入れる)			
S.1	101.875	98.376	ブロック塀角 H=0.05
S.2	96.807	99.539	建物角 H=1.10
S.3	101.656	105.984	ブロック塀角 H=0.00
S.4	98.038	105.758	フェンス基礎角 H=0.05
S.5	101.836	117.800	建物角 H=0.60
S.6	95.087	119.610	建物角 H=1.50
S.7	98.785	125.320	民金属標
S.8	96.057	125.069	御影石杭
S.9	91.760	125.836	建物角 H=0.05
S.10	90.490	125.298	コンクリート塀角 H=0.75
S.11	89.233	120.729	建物角 H=0.35
S.12	87.894	124.543	マンホール刻み
(空行を1行入れる)			
T.1	100.777	99.181	鋳
T.2	98.704	106.492	鋳
T.3	96.511	124.608	鋳(街区多角点〇〇〇〇)
T.4	85.205	122.048	鋳

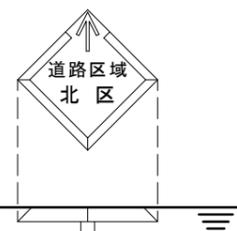
「※この測量に使用した公共基準点等は、地震前(後)の東京都北区の公表成果を使用したものである」

公共基準点等を使用した場合は上記の文言を記載すること。

- ※作図上の注意
- P点は一重丸、白抜きで統一する。
 - 区域点間の辺長・幅員は、算用数字にて記入のこと。
 - メートル単位(m記入)とし、小数位2桁とし3桁目は切捨てとする。
 - 区域辺長の記載は区域線より民地側とする。
 - 石標・プレート等の形状を記載する場合は現状を記載する。
 - 文字・数値の大きさは2.2mm以上で鮮明に読めるように記載する。
 - 区域点は必要に応じ、詳細図をつける。
 - 凡例は実務取扱者が記載する。
 - 日付の順番は【1】立会年月日【2】測量年月日【3】確認年月日の順番にする。
 - S点のうち現況構築物(建物角、塀角等)は、備考欄に観測した高さを記載する。
 - S点はP点1点につき3点(3方向)以上とする。
 - 縮尺は1/250を標準とする。
 - 路線番号を記載すること。

- ※確認欄
- 記入については自署とする。但し、立会場所・土地の地番は印字可。
 - 立会年月日は立会をした日、確認年月日は本人の確認押印の日を記入すること。
 - 図中の土地地番と全て一致すること。
 - 図面内に署名押印することが困難な場合は、確認書によることができる。確認書に用いる道路区域図の写しは、原図の写しとする。
 - 法人等の代表者の役職は登記事項証明書に記載されている役職で記名する(代表取締役社長、取締役社長等不可)。

- ※境界標の埋設について
- 右図のように表面の面取りされている部分まで地中に埋設してください。
 - 他部局で設置した構造物(下水道局管理の汚水ます等)には設置しないでください。



作成者 北区北一丁目23番4
土地家屋調査士 北区太郎 印
登録第〇〇〇〇号

測量年月日 平成 年 月 日

凡例	記号	名称	寸法
○	P.n	区域点	10mm
○	S.n	引照点	10mm
○	T.n	機械点	10mm
—○—○—	〇〇m〇〇	区域辺長	15mm

※図面の品質
 大きさ : JIS A列3番を基本とする。用紙に収まらない場合は同列2番及び1番を使用する。
 紙質 : 普通紙(品質が中性紙、品種が上質紙で、紙厚(米坪量)が70~80g/m²程度)を使用すること。ただし、折りが発生する場合は和紙を使用すること。
 余白 : 外周に額縁状に幅2cm以上の余白をとること。但し右上のみ5cm以上とること。
 筆記方法 : 活字は2.2mm以上とし、黒一色にて作成すること。
 長期保存に耐え、改ざん不可能なものとし、活字が剥がれたり、消えてしまうものは不可。
 提出方法 : 原図は折らずに、区域点(P点)全点の写真と合わせて提出すること。

※破線の外側には何も記載しないでください